

X(日本人男)と Y(甲国人女)は、日本で知り合って婚姻生活を開始し、両者間に子 W(日本人)が出生した。その後、Y は Z(甲国人男)と懇意になり、X に無断で、Z と共に 10 才になる W を連れて甲国に帰り、以後甲国において、W および Z と共に暮らしている。以上の状況下で、次の(1)から(3)までの各問いに答えなさい。なお、各問いは、互いに独立しているものとする。

(1) Z は、Y と共に甲国に帰国してから 1 年後、W を養子とする縁組の許可を甲国裁判所に申し立てた。甲国裁判所は、縁組を許可する判決(「本件判決」)をし、同判決は確定した。

(i) 甲国裁判所は、本件判決において、X が W を現実に監護していないことを理由として、本件縁組に反対する X の意向を考慮しなかった。これは、本件判決の日本における承認の妨げとなるか。

参考) 日本民法 797 条 (期末試験総点 80 点中 15 点)

(ii) 甲国では、判決の相互承認のための条約を締結している国以外の外国の判決については、その判決の内容の当否を調査し、事実認定や法適用に誤りがあると考えられる場合には承認しないこととしている。これは、本件判決の日本における承認の妨げとなるか。(期末試験総点 80 点中 15 点)

(2) Y が甲国に帰国してから 1 年後、X は、Y を相手取って日本で訴え(「本件訴え」)を提起し、離婚を請求するとともに、自らへの W の親権者指定を申し立てた。Y は、日本の国際裁判管轄権を争い、本件訴えは却下されるべきであると主張している。Y の主張は認められるべきか。なお、X は本件訴えに先立って、Y を相手取って日本で離婚調停を申し立てたが、同調停は成立しなかったものとする。(期末試験総点 80 点中 15 点)

(3) Y は、甲国に帰国してから 1 年後、X を相手取り、W の養育費を請求して甲国で訴えを提起した。甲国裁判所は、請求を認容する裁判(「本件裁判」)をし、同裁判は確定した。Y は、本件裁判の執行判決を請求して日本で訴えを提起した。

(i) 甲国の裁判には、公開法廷での口頭弁論を経て下す「判決」のほか、非公開の簡易な手続を経て下す「決定」という形式があり、本件裁判は決定の形式をとっている。これは、本件裁判の日本における執行の妨げとなるか。(期末試験総点 80 点中 5 点)

(ii) 本件裁判につき、甲国に間接管轄は認められるか。(期末試験総点 80 点中 15 点)

(iii) 甲国はハーグ送達条約(民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約)の締約国である。甲国裁判の訴状(「本件訴状」)は、甲国語のままで、Y 自身が郵便を用いて直接 X に宛てて送付した。X は甲国語を解し、受け取った訴状の内容を理解したので、本件裁判の手続において、本件訴状の送達の適法性を争いつつ、本案について弁論をした。これは、本件裁判の日本における執行の妨げとなるか。(期末試験総点 80 点中 15 点)